

# **ディスクロージャー誌** 2023

J A 徳 島 北

# J A 綱領

～わたしたち J A のめざすもの～

わたしたち J A の組合員・役職員は協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A 徳島北は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌2023を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 徳島北農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## J A のプロフィール

◇設 立	平成18年7月1日
◇本店所在地	鳴門市大麻町大谷字八反田10番地1
◇出 資 金	611,622千円
◇総 資 産	54,542,915千円
◇単体自己資本比率	11.20%
◇組合員数	4,978人
◇役員数	18人
◇職員数	51人
◇支店・営農センター数	5

目 次

ご あ い さ つ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（3年度） 「農業振興活動及び地域貢献情報」	3
5. リスク管理の状況	10
6. 自己資本の状況	13
7. 主な事業の内容	14
(1) 主な事業の内容	
(2) 系統セーフティネット（貯金保護の取組）	
<b>【経営資料】</b>	
<b>I 決算の状況</b>	
1. 貸借対照表	27
2. 損益計算書	29
3. キャッシュ・フロー計算書	31
4. 注記表	33
5. 剰余金処分計算書	54
6. 部門別損益計算書	55
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	56
8. 会計監査人の監査	56
<b>II 損益の状況</b>	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
2. 利益総括表	57
3. 資金運用収支の内訳	58
4. 受取・支払利息の増減額	59
<b>III 事業の概況</b>	
1. 信用事業	59
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ 金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	66
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	67
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	68
(1) その他事業（直売所）取扱実績	
(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
5. 指導事業	68
IV 経営諸指標	
1. 利益率	69
2. 貯貸率・貯証率	69
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	70
2. 自己資本の充実度に関する事項	72
3. 信用リスクに関する事項	73
4. 信用リスク削減手法に関する事項	76
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	77
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	77
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	77
8. 金利リスクに関する事項	78
【JAの概要】	
1. 機構図	79
2. 役員構成（役員一覧）	79
3. 会計監査人の名称	80
4. 組合員数	80
5. 組合員組織の状況	80
6. 特定信用事業代理業者の状況	80
7. 地区一覧	80
8. 沿革・あゆみ	80
9. 店舗等のご案内	81

## ごあいさつ

組合員・ご利用者をはじめ地域の皆様には、平素より当組合事業に格別のご厚情を賜りありがとうございます。

このたび、J A徳島北の経営方針や業務内容など経営情報を皆さまにご紹介するため、本年も「ディスクロージャー誌 2023」を作成致しました。

ぜひご一読いただき、J A徳島北に対するご理解を深めて頂きたいと思っております。

さて、J Aを取り巻く環境は大きな分岐点を迎え、経営環境は厳しい情勢ではありますが、総合事業を営むJ Aとして持続可能な経営基盤の確立・強化に努めるとともに、農業振興と地域貢献を通じて「農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化・自己改革の実践を支えるJ Aの基盤強化」に取り組んで参ります。

また、自己改革により地域とともに持続可能なJ Aをめざし、コンプライアンス態勢の充実と更なる経営の健全化に取り組み、皆様から安心・信頼・満足を感じていただけるよう事業展開を行っていく所存ですので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

徳島北農業協同組合

代表理事組合長 荒田 宏明

## 1. 経営理念

### 〔基本理念〕

J A徳島北は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A徳島北は、人を大切にします。
- ◇ J A徳島北は、自然を大切にします。
- ◇ J A徳島北は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A徳島北は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

### 〔基本姿勢〕

- ◇ みなさまから信頼される J A
- ◇ 地域から必要とされる J A
- ◇ 社会に誇れる J Aをめざします。

## 2. 経営方針

### ◇ 農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。J Aには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当 J Aは、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

### ◇ 組合員と消費者の満足度向上

J Aは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 J Aは、J Aが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

### ◇ 信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができる事業運営の確立が必要です。当 J Aは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

## 3. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当 J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 4. 事業の概況 (令和4年度)

### (1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和4年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、ウクライナ情勢等を受けた世界的なエネルギー・食料価格の高騰や、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。また、海外経済は、成長の大幅減速を回避しインフレ抑制と成長を両立できる可能性が高まってきて、米欧経済では、堅調な雇用環境が物価高・金融引締めの悪影響を緩和しています。中国経済もゼロコロナ政策解除、および成長重視の政策運営への転換で成長が上振れる見通しとなっています。県内経済についても、生産に鈍い動きがみられますが、小売・宿泊・旅行は前年を上回って推移しています。総じてみると景気は持ち直しの傾向にあり、消費を中心にアフターコロナの兆しがみられ始めている一方、種々の値上げによる動向の変化などに注視が必要となります。

肥料・飼料・燃料など資材価格は、過去最高水準まで高騰し、「食」を支える「農」の生産現場はかつてない危機的な状況に直面しています。安い農畜産物や生産資材が安定して買える時代でなくなり、食料安全保障への関心が高まっています。そこで、食料生産を支える我が国の農業を将来にわたって持続的に可能なものにしていくためにも、組合員・利用者の皆様に「食」や「農」に対する理解を真に深めていただくことが重要であると考えています。さらに、組合員に女性や地域住民などを新たなパートナーとして受け入れるとともに、多様な組織（行政や企業等）との連携強化を通じ地域を活性化する役割もJAに求められています。

JAの事業をめぐる情勢は、資金運用環境は好転が見込めないことから厳しい収支環境が見込まれています。人口減少・高齢化に伴う組織基盤の弱体化も懸念され、赤字を信用・共済事業の収益でカバーする構造になっている営農経済事業の収支改善は喫緊の課題となっています。こうした中、当組合の財務状況については、自己資本比率の増強と不良債権の処理に取り組んできましたが、自己資本比率はパーゼルⅢの見直しにより11.20%（前年度対比0.32ポイント減）となり、不良債権比率については0.29%となっております。

コンプライアンス委員会の機能を強化しリスク管理体制を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築を目指しコンプライアンス体制の取組強化など、役員が先頭にたったコンプライアンスプログラムに基づく実践の取り組みや組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。この結果、収支面では事業利益が38,976千円（前年対比92.5%）、経常利益58,127千円（前年対比90.6%）となり、当期剰余金は52,555千円（前年対比95.6%）となりました。事業を取り巻く環境は厳しい状況下にありましたが、計画どおりの成果を上げることができました。これも組合員のみなさまのご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

## 信用事業

令和4年度の信用事業の展開については、市場金利において若干の金利上昇が推移される中でJA徳島北の特性と優位、得意分野を明確にし、信頼される経営管理体制と金融機関の充実・サービスが提供できる組織作りを目指して推進戦略の着実な実践と具体的な事業展開を図りました。尚、新型コロナウイルス感染予防のため、信用事業各種行事について年金友の会をはじめ、ほとんどの行事が中止となっております。

期末貯金残高	519億38百万円
前年対比	108.3%
計画対比	110.9%

期末貸出金残高	27億93百万円
前年対比	100.9%
計画対比	103.3%

### 〈主たる行事の実施状況〉

令和4年	5月16日	定期貯金キャンペーン実施
	～7月29日	
令和4年	6月16日	年金友の会本部役員会
令和4年	11月1日	定期貯金キャンペーン実施
	～5年1月31日	

令和4年度の年金友の会総会・懇親会・カラオケ大会・研修旅行・グラウンドゴルフ大会等は新型コロナウイルス感染予防のため中止しました。

信用事業は、貯金・融資・為替などいわれる銀行業務といわれる内容の業務を行っており、組合員や地域のみなさまに信頼できるサービスのご提供により、ご利用者の期待や信頼に積極的に対応する地域の金融機関を目指し「JAバンク」と呼称しています。

このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という組織が結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しております。また、JAバンクグループは、独自の「JAバンクシステム」と公平な「貯金保険制度」とが連携した2つのセーフティネットでみなさまの大切な貯金をお守りする仕組みとなっておりますので、安心してご利用いただき尚一層のご協力をお願い申し上げます。

## 共済事業

令和4年度は、既契約者に対する「3Q訪問活動を通じたあんしんチェック」、未加入者に対する「はじまる活動」を2本柱として実施するとともに、医療共済の仕組改定のご案内を通じて「ひと保障」あんしんチェックによる複数同時提案を中心に取り組むことで、組合員・地域に「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に取り組むのと同じくしてLA、スマサボ体制、育成体制の整備も行いました。

その結果、推進総合目標2,320,000ポイントに対し、1,790,531ポイントで目標達成率77.1%となりました。尚、共済保有高においては満期・解約等により依然減少傾向が続いています。

### <主な事業実績状況>

令和4年4月1日～令和5年3月31日 3Q訪問活動

令和4年4月1日～令和5年3月31日 共済推進活動

## 購買事業

J Aの経営基盤確立に向けて、令和4年度購買事業においては、年度当初より本店農機事業が全農の農機事業一体化運営に参画しました。さらに情報を共有しサービスの向上に繋がります。

J A自己改革中期3カ年計画の初年度として、農業所得の増大・農業生産の拡大・地域の活性化の基本3本柱の実践に向けた取り組みのなかで、指導事業・販売事業との連携を強化し、近隣J Aとの事業連携を図り、生産資材のコスト低減に向けて取引業者間での入札制度と一括購入によるメリットを最大限に活かした価格を設定し、生産費の上昇を抑える努力を致しました。

肥料については、ロシアのウクライナ侵攻が長引いた影響に加え円安やコロナ禍による製造コストの上昇により大幅な値上げとなりましたが、国や県・市より公募された生産資材高騰対策事業の給付金事業、補助金事業の申請を行いました。J A徳島北として独自で生産資材高騰対策の支援を行い、6月に清算致します。

地域農業の担い手の元にJ Aから出向く体制づくりとして立ち上げたT A C体制の更なる強化と営農指導員資格者の増員を目指し、多様なニーズに応えられるJ Aの体制整備を進め、シェアの取り戻しと拡大を図る為、新たな利用者の掘り起こしと、組合員の要望に応えた商品の提供に取り組みました。

昨年に続き米の販路拡大を目指し、鳴門市学校給食センターの地産地消による取り組みのなかで入札制度に参加し、「あきさかり」を年間6,140袋の供給を確保することができました。

本年度購買事業総利益においては、計画対比114.5%と目標を達成し、前年対比においても115.8%となりました。今後も、J A自己改革中期3カ年計画の計画達成に向けて努めて参りますので、組合員みなさまのご協力をお願い申し上げます。

## 販売事業

令和4年度は、好天に恵まれ日照時間も多かったことから作物全般について概ね豊作となった一方、国内生産量の9割以上を徳島県が占めるスダチにつきましては、露地栽培において記録的な不作年となりました。

販売面では、新型コロナウイルス感染症による影響も落ち着いてきた感はあるものの、物価高騰による飲食店等の消費減少により、市場価格が下落した品目がありました。このような環境の中、米穀においては、全国作況指数は100と平年並み、徳島県作況指数は102とやや良となりましたが、当管内においては平年並みの集荷量にて推移しました。しかしながら米価においては主食用・業務用米ともに昨年に続いて価格の低迷により、販売高は計画の92%の実績となりました。

主力作物である蓮根は、全国的な豊作傾向の中、高温等により腐敗病の発生が多く出荷量の減少や市場価格の低下により販売高は計画対比79%の実績となりました。その中で6年目を迎えた特別栽培によるコウノトリ蓮根は生産者及び栽培面積は横ばいではありますが、9月より出荷を開始し、関西を中心とした販売により800万円の販売高となりました。

県下唯一のらっきょうは、出荷開始時の降雨の影響から出荷量の少ない中、高単価での販売スタートとなりましたが、6月中旬以降の出荷量の増加と高値疲れにより、大きく相場を下げた販売終了となり、販売高は計画対比99%の実績となりました。

甘藷は、空梅雨傾向の中、日照時間を確保出来たため玉太りが良く、太物中心の作柄となり、年末販売については引き合いが強く、堅調な販売となりましたが、年明け以降は相場が低調に推移しました。本年は秀品率が低く、下級品、B品が多く発生しました。販売高は計画対比115%の実績となりました。

大根は、重量野菜のため作付面積が減少傾向である中、12月よりの全国的な寒波の影響により生育が鈍化し、市場へのお荷量のバラつきが生じた結果徐々に市場価格が回復し、単価高にて推移しましたが、数量減により販売高は計画対比79%の実績となりました。

梨は、開花期が平年並となり、気象条件にも恵まれたことから計画数量を確保出来たことに加え、昨年に引き続き高単価での販売となり、販売高は計画対比127%の実績となりました。

その他野菜の中で、野菜増産計画推進中のブロッコリーについては、国内生産面積は高止まり傾向にあり、出荷数量も維持出来ておりますが、出荷のピークが他の産地と重なり販売面で課題が残り計画対比68%の実績となりました。

肉牛においては、計画を上回る実績で計画対比207%となりました。

このような販売状況により、販売高は16億7,879万円、計画対比98%の実績となりました。

## 営農指導事業

J A 自己改革中期 3 カ年の初年度として取り組みました。農産物の生産拡大と付加価値向上については、蓮根特別栽培の取組が 6 年目を向かえ、生産者数、面積は横ばいでしたが、本年は 9 月より本店一括の荷割により出荷を始め、1 1 月には関西市場を訪問し、販路拡大や認知度の向上に努めました。

蓮根の収量拡大の取組みとして大きな要因となっている腐敗病対策として太陽熱消毒を推進し、令和 4 年度は 1 3 畝の圃場を実施しました。

甘藷は、品質向上、収量増大に向け病虫害防除に関する情報提供や栽培講習会を実施しました。

らっきょうのブランド力強化と収量拡大は、らっきょうの赤枯れ病・乾腐病・ネダニ対策とし温湯処理機の継続推進を行い、本年度は 1 台増大となりました。また、植付け作業軽減や高齢化による耕作放棄地の防止策として、全農と連携しらっきょう定植機（ナウエルナナ）の試験を実施、今後も継続し面積の維持・拡大に繋がりたいと思います。

担い手体制の充実では、T A C 体制整備として各経済店舗に担当者を継続配置し営農渉外活動強化に努め、金融部の貸付担当者と連携し、農業資金の情報提供により貸出実行にも繋げました。

農地集積事業は、管内の耕地面積の確保と遊休農地の解消を図る目的において、貸し手を対象とした助成金制度を整備し、令和 4 年度は 3 . 1 畝助成し蓮根栽培を中心に管外流出する特産品の確保に努めました。

年間を通じて国や県・鳴門市から公募された農家を対象としたコロナウイルス感染症対策関係の給付金事業・補助金事業の申請を行いました。

部会活動等は、コロナウイルス感染防止の観点により多人数での会議等は自粛致しましたが、感染状況を考慮しながら会議等による活動を行いました。女性部の活動は少人数でれんこん葉茶や味噌加工を実施し、地域との交流を図りました。

## 4-1 農業振興活動

### I 基本方針

- (1) 持続的な「農業振興」「地域の活性化」に向けて
- (2) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- (3) 組織基盤強化に向けて
- (4) 「食」「農」「地域」「JA」に対する理解の醸成
- (5) 県域統合JA実現への挑戦

昨今の金融情勢や政府の農協改革等、JAを巡る経営環境は日々変化しており、それに柔軟に対応できる安定した経営基盤を備えたJAの組織体制を構築する必要があります。また、県内の農業に目を向けますと、農業従事者の高齢化が進行し、担い手不足による農業人口の減少傾向が現在も続いております。

さらに、県内JAが抱える課題として、本県の職員一人あたりの正組合員数は全国的に最も多い水準にあり、職員が担う組合員対応は限界にきています。

今後、こうした問題を次の世代に先送りすることなく乗り越えてゆくには、個々のJA域を超え、JA一体で早急に取り組んでゆく必要があります。

こうした状況を踏まえまして、この度、県内9JAが団結し、強固な経営基盤を築き上げることにより、組合員・利用者へのサービスの向上を追求し、ひいては地域農業の活性化に邁進いたしたく、合併に向けての協議を令和3年10月より開始いたしました。

今後、当JAは、この合併協議の中で、組合員のためを第一に考えた協議を積極的に進め、将来の農業を支える組織基盤の構築をめざし、組合員の皆様から「なくてはならないJA」と言ってもらえるJAとなるため、合併協議に取り組んでまいりたいと考えております。

この合併協議につきましては、あらためて今後開催予定の組合員説明会のなかで、詳細をお伝えしたいと考えております。

以上をふまえ、組合員皆様には十分にご理解賜り、今後もJA運営に格別のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

### II 事業方針及び事業実施計画

#### 1. 営農指導事業

##### (1) 方針

JA自己改革中期3カ年計画の2年目として、消費者に安全安心な農産物を提供するため、各支店に営農指導員・TACを配置し、経済（購買・販売・営農指導）と一体となり、担い手の育成・確保・営農指導の強化を行います。計画実施に向けて、各部会や市町村等関係機関と連携を図りながら地域農業の振興を図って行きます。

また、「食」に対する信頼性を確保するため、農薬の適正指導や生産履歴の徹底を図り安全安心な農産物の生産、環境に優しい農業の推進に取り組めます。

##### (2) 事業実施計画

<営農>

- 中期3カ年計画に基づき行います
  - ・農産物の生産拡大と付加価値向上
  - ・担い手支援体制の充実
  - ・地域活性化に向けた活動の充実
- 安全安心な農産物の出荷
  - ・防除計画に基づく農薬の適正指導
  - ・生産履歴記帳を強化し、生産者の理解促進を図る

●地域農業の振興

- ・蓮根連作障害対策（腐敗病・ゆず肌症）
- ・蓮根優良品種の選定・導入
- ・らっきょうの赤枯れ病・乾腐病対策
- ・梨の改植事業を活用した改植の推進（ジョイント栽培等）
- ・特別栽培レンコンの更なるブランド化の取組
- ・特別栽培米の取組に向けて試験栽培の実施
- ・蓮根腐敗病対策（太陽熱消毒事業）
- ・担い手の育成対策（新規就農者支援事業）
- ・農地の貸借など利用円滑化を図る（農地集積事業）
- ・野菜増産計画（ブロッコリー・カリフラワー）の推進
- ・スナップエンドウ面積拡大の推進
- ・新規需要米（やまだわら）の取り組み
- ・中山間地域の活性化や耕作放棄地減少に向けて、新規作物導入の検討

●技術指導

- ・農業支援センター、市等と連携し、栽培講習会・研修会の実施
- ・試験圃場の設置（蓮根腐敗病、らっきょう赤枯れ病・乾腐病）

●経営指導

- ・税務研修の開催による経営意識の向上

<生活文化>

●食と農、地産地消運動の促進

- ・消費者との地域内交流
- ・食農教育活動

●くらし、助け合い活動の促進

- ・健康管理活動の促進

●J A女性組織の基盤強化

- ・組織育成と基盤強化
- ・女性のJ A運営への参画・促進
- ・家の光図書「家の光、ちゃぐりん、地上」農業新聞の普及活動

## 5. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

### ◇法令遵守体制

#### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともにコンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情相談窓口（電話：088-683-5678 月～金 8時30分～17時）

##### ② 紛争解決の措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

###### ・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

愛媛県弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

民間総合調停センター〈大阪府〉

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（**一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所**、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

###### 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：0120-159-700）

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：0570-078325）

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 6. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、11.20%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資金調達額

項 目	内 容
発行主体	徳島北農業協同組合
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	611,622千円（前年度614,269千円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 事業のご案内

### □ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

### ● 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

### □ 商品のご案内

#### 主な貯金の種類

(令和5年4月1日現在)

種 類	内 容	期 間	お預入れ金額
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
普 通 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。)	自 由	1円以上
通 知 貯 金	まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。	7日以上	50,000円以上
スーパ-定期貯金	最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。	1か月以上5年以内 (期日指定方式もござい ます)	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した商品です。		1,000万円以上
定 期 積 金	目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。	6か月以上10年以内	1,000円以上 (1回あたり)
積立式定期貯金	毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上	1円以上 (1回あたり)

● 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主なローンの種類

(令和5年4月1日現在)

種 類	資 金 使 途	融資金額	融 資 期 間	担 保・保 証
フリーローン	生活に必要な一切の資金および事業性資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
多目的ローン	資金使途が確認できる生活に必要な資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
		1,000万円以内	6か月以上10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
マイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000万円以内	6か月以上10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教育ローン	入学時および就学時に必要な資金	1,000万円以内	6か月以上15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
住宅ローン	住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換	1億円以内	3年以上40年以内	融資対象の住宅・敷地等の担保設定のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済への加入が必要となります。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金	1,500万円以内	6か月以上15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	500万円以内	1年毎の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

## 農業関連資金

		資金名	資金用途	貸出期間 ( )内は据置期間	貸出金額
農業 関 連 資 金	J A プ ロ パ ー 資 金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象事業に応じて最長 25 (3) 年以内	事業費の範囲内
		J A 農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1 年以上 ～最長 10 年以内	1,800 万円以内
		J A 営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1 年ごとの自動更新	300 万円以内
		J A 大型営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1 年ごとの自動更新	300 万円超 1,000 万円以内
		J A 交付金等つなぎ資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金	1 年以内	支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内
農業 関 連 資 金	農業 近 代 化 資 金	(1号資金) 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧（認定農業者のみ）又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7 (2) 年以内 ②認定新規就農者 10 (5) 年以内 ③その他 7 (2) 年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15 (7) 年以内 ②認定新規就農者 17 (5) 年以内 ③その他 15 (3) 年以内	事業費の 80% (認定農業者 100% (ただし、 7号資金の①及 び②は除く。)) と次の額のいず れか低い額 個人 1,800 万円 (知事特認 20,000 万円) 農業参入法人 15,000 万円 農業を営む法人 等 20,000 万円

		資金名	資金用途	貸出期間 ( )内は据置期間	貸出金額
農業 関連 資金	農業 近代 化 資金	(2号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金(認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	事業費の80% (認定農業者 100%(ただし、 7号資金の①及 び②は除く。)) と次の額のいず れか低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人 等 20,000万円
		(3号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	
		(4号資金) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(6号資金) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	

		資金名	資金用途	貸出期間 ( )内は据置期間	貸出金額	
農業 近代 化 資金  農業 関 連 資金	農 業 近 代 化 資 金	(7号資金) 大臣特認			事業費の80% (認定農業者	
		①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	100%(ただし、7号資金の①及び②は除く。))と次の額のいずれか低い額 個人	
		②特定農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円	
		③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金			
	県 単 制 度 資 金	農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方に対し、上乗せ利子補給を行う資金	①徳島県農業担い手育成資金	農業近代化資金(1~4号資金)と同じ。 ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ。	1,800万円以内
			②青年農業者等経営支援資金	農業近代化資金(1~4号資金)と同じ。 県知事の認定する「青年農業者」又は「指導農業者」の方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ。	事業費の80% (認定農業者は100%)と1,000万円のいずれか低い額

農業 関 連 資 金	天災資金	「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合により異なります。	一般農業者は損失額の45%又は200万円（法人2,000万円）のいずれか低い額 (※1)
------------------------	------	-----------------------------------	-----------------	---

(※1)

損失額の45%又は200万円（法人2,000万円）のいずれか低い額  
 （果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%又は500万円（法人2,500万円）のいずれか低い額）

### 受託資金

	資金名	資金用途	期間( )内は据置期間	貸出金額
受託資金 日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。	12(3)年以内	個人5,000万円以内 法人15,000万円以内
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25(10)年以内	個人30,000万円以内 法人100,000万円以内
	経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25(3)年以内	個人15,000万円以内 法人50,000万円以内 (負担額の80%以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	15(3)年以内	一般600万円以内 特認年間経費等の6/12以内 (※1)
	農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25(10)年以内	地元負担金
	青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17(5)年以内	3,700万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。	18年以内 ※在学期間中は元金据置、利息のみの支払可能	学生・生徒お一人につき 350万円以内

(※1)

新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方  
貸出金額 一般：1,200万円以内、特認：年間経費等の12/12以内  
貸出金額（一般、特認）の引上げ措置は、令和5年9月30日までに貸付決定した案件  
のみ適用となります

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速に行えます。

● サービス・その他

全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムを利用して、JAキャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

## ◇主な手数料のご案内

### 内国為替の取扱手数料

(令和5年4月1日現在)

			同一店舗 及び本支所間	系統金融 機関あて	他金融 機関あて	
送金	普通扱い		無料	440円	660円	
振込 手 数 料	電信扱い	窓口ご利用	3万円未満	220円	330円	660円
			3万円以上	440円	県内440円 県外550円	880円
		ATMご利用	3万円未満	110円	110円	440円
			3万円以上	同一店舗220円 本支所間330円	330円	660円
		定時自動送金	3万円未満	110円	110円	440円
			3万円以上	330円	330円	660円
	JAネットバンク 利用(個人)(※)	3万円未満	無料	110円	330円	
		3万円以上	無料	県内220円 県外330円	440円	
	文書扱い	3万円未満	—	330円	660円	
		3万円以上	—	550円	880円	
代金 取立 手数料	徳島手形交換所取扱の手形・小切手等		—	無料	無料	
		1通につき	—	440円	880円	
		1通につき	—	440円	660円	
そ の 他 諸 手 数 料	窓口両替 紙幣・硬貨の合計枚数 ただし、 (1)同一金種の新券への交換は除きます。 (2)汚染した紙幣・硬貨の交換は除きます。 (3)記念硬貨の交換は無料 (4)同日に複数回ご利用の場合は合算します。		～100枚		無料	
			101枚～300枚		110円	
			301枚～500枚		220円	
			501枚～1000枚		330円	
			1001枚～		1000枚毎に 330円加算	
		送金・振込の組戻料	1通につき		660円	
		不渡手形返却料	1通につき		660円	
		取立手形組戻料	1通につき		660円	
		取立手形店頭呈示料	1通につき		660円	
		(ただし、648円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。)				
		小切手帳の発行手数料	1冊につき		440円	
		手形帳(約束・為替)交付手数料	1冊につき		880円	
		自己宛小切手の発行手数料	1枚につき		550円	
		各種証明書等の発行手数料	1件につき		220円	
		ICキャッシュカード再発行手数料	1件につき		1,100円	
	通帳・証書の再発行手数料	1件につき		550円		
	ワイドカードローンカードの発行料	1件につき		550円		
	貯蓄貯金自動振替手数料	1件につき		無料		
貸出 業務 手数料	変動金利住宅ローン切替料切替手数料		1件につき		無料	
	住宅ローン一部繰上返済手数料		1件につき		5,500円	
	住宅ローン全額繰上返済手数料(返済金額1,000万円未満)				11,000円	
	住宅ローン全額繰上返済手数料(返済金額1,000万円以上) (ただし、利息制限法所定の上限利率の範囲内とする)				返済金額の 1.50%	

(上記手数料には消費税相当額が含まれております。)

A T M手数料

(令和5年4月1日現在)

J AバンクA T M(徳島県内・全国)でJ A徳島北キャッシュカードをご利用の場合

時間帯	8:00	20:00
平日・土日・祝日	無料	

※店舗・A T Mによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

コンビニA T MでJ A徳島北キャッシュカードをご利用の場合

(消費税込み)

時間帯	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平日	220円	110円			220円	
土曜日	220円		110円	220円		
日曜日・祝日	220円					

※「イーネットA T Mマーク」、「ローソンA T Mマーク」をご確認のうえご利用ください。

ゆうちょ銀行でJ A徳島北キャッシュカードをご利用の場合

(消費税込み)

時間帯	8:00	20:00
平日・土曜日	110円	
日曜日・祝日	220円	

\*給与振込・年金振込・組合員・貯金/ローン残高500万円以上の取引がある方は手数料が無料になります。

J FマリンバンクA T M(徳島県内・全国)でJ A徳島北キャッシュカードをご利用(お引き出し)の場合

時間帯	8:00	20:00
平日・土日・祝日	無料	

※店舗・A T Mによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

J Aネットバンク利用手数料

(令和5年4月1日現在)

項目	金額	
個人向けJ Aネットバンク利用手数料	0円	
法人向けJ Aネットバンク月額利用料	基本サービス(照会・振込サービス)	1,000円
	基本サービス+伝送サービス	2,000円

(消費税込み)

J Aネットバンク振込手数料

(令和5年4月1日現在)

項目		1件あたり手数料			他金融機関あて
		自店内	系統金融機関あて	他金融機関あて	
			県内	県外	
個人向けJ Aネットバンク	3万円未満	0円	110円	110円	330円
	3万円以上	0円	220円	330円	440円
法人向けJ Aネットバンク	3万円未満	0円	110円	110円	440円
	3万円以上	0円	330円	330円	660円

(消費税込み)

## □ 共済事業について

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

### 1. 令和4年度末 事業実績

#### ① 全国計

長期共済保有契約件数	約3,131万件
長期共済保有契約高	約224兆3,355億円
短期共済新契約掛金	約3,606億円
支払共済金額	約3兆1,086億円
総資産額	約57兆6,870億円（前年度約58兆1,926億円）

#### ② 徳島県計

長期共済保有契約件数	約21万件
長期共済保有契約高	約2兆294億円
短期共済新契約掛金	約33億円
支払共済金額	約243億円

### 2. 地域貢献活動実施内容

#### ① 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

#### ② 交通安全対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新1年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

#### ③ 健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

#### ④ 母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

## J A 共済種類一覧（令和5年4月1日現在）

### 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

#### ① 終身共済

万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

#### ② 生存給付特則付一時払終身共済（平 28.10）

ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

#### ③ 予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせて予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

#### ④ 養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

#### ⑤ こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

#### ⑥ 医療共済

日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

#### ⑦ がん共済

がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。（80歳満了タイプもあります。）

#### ⑧ 介護共済

公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

#### ⑨ 認知症共済（新設）

認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症（MCI）まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。

#### ⑩ 生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

#### ⑪ 特定重度疾病共済

三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。

#### ⑫ 建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の共済以外に定期生命共済、一時払介護共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済も取り扱っております。

1. 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

① 自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

② 自賠償共済

法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護を保障します。

③ 農業者賠償責任共済（新設）

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

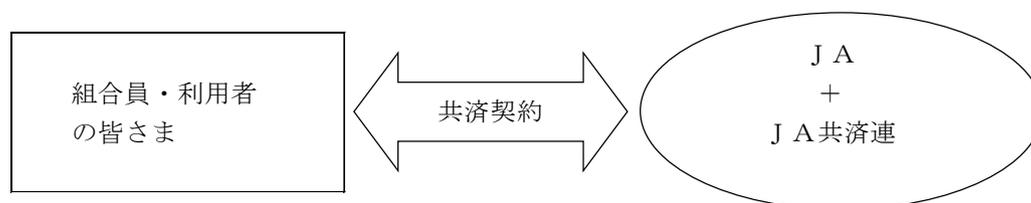
④ 傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

◇組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A : JA共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連 : JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。

JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)
(資産の部)		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>47,299,190</b>	<b>51,101,271</b>
(1) 現金	158,475	245,746
(2) 預金	44,041,415	47,643,494
系統預金	44,033,451	47,620,784
系統外預金	7,963	22,709
(3) 有価証券	308,670	394,540
国債	308,670	394,540
(4) 貸出金	2,767,460	2,793,470
(5) その他の信用事業資産	23,169	24,197
未収収益	16,110	16,987
その他の資産	7,059	7,209
(6) 貸倒引当金	-	△ 178
<b>2 共済事業資産</b>	<b>353</b>	<b>171</b>
(1) その他の共済事業資産	353	171
<b>3 経済事業資産</b>	<b>230,753</b>	<b>262,250</b>
(1) 経済事業未収金	154,869	158,214
(2) 棚卸資産	68,709	97,129
購買品	68,709	97,129
(3) その他の経済事業資産	7,174	7,466
(4) 貸倒引当金	-	△ 560
<b>4 雑資産</b>	<b>34,322</b>	<b>38,305</b>
<b>5 固定資産</b>	<b>1,077,716</b>	<b>1,129,487</b>
(1) 有形固定資産	1,077,716	1,129,487
建物	630,551	871,221
機械装置	95,432	93,172
土地	713,586	655,534
建設仮勘定	164,900	-
その他の有形固定資産	92,460	88,461
減価償却累計額	△ 619,213	△ 578,901
<b>6 外部出資</b>	<b>1,984,126</b>	<b>1,984,216</b>
(1) 外部出資	1,984,126	1,984,216
系統出資	1,933,818	1,933,818
系統外出資	50,308	50,398
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>38,529</b>	<b>27,212</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>50,664,992</b>	<b>54,542,915</b>

(単位：千円)

科 目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)
( 負 債 の 部 )		
<b>1 信用事業負債</b>	<b>48,084,675</b>	<b>51,976,428</b>
(1) 貯金	47,975,633	51,938,667
(2) その他の信用事業負債	109,041	37,760
未払費用	9,863	9,517
その他の負債	99,177	28,243
<b>2 共済事業負債</b>	<b>170,051</b>	<b>152,219</b>
(1) 共済資金	101,591	85,669
(2) 未経過共済付加収入	64,691	64,196
(3) 共済未払費用	3,768	2,353
<b>3 経済事業負債</b>	<b>105,779</b>	<b>90,845</b>
(1) 経済事業未払金	98,203	86,888
(2) 経済受託債務	635	-
(3) その他の経済事業負債	6,940	3,956
<b>4 雑負債</b>	<b>36,846</b>	<b>36,889</b>
(1) 未払法人税等	939	610
(2) その他の負債	35,907	36,279
<b>5 諸引当金</b>	<b>88,602</b>	<b>74,383</b>
(1) 賞与引当金	14,651	14,756
(2) 退職給付引当金	58,023	48,798
(3) 役員退職慰労引当金	15,877	10,821
(4) 睡眠貯金払戻損失引当金	50	6
<b>6 再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>79,626</b>	<b>79,379</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>48,565,582</b>	<b>52,410,145</b>
( 純 資 産 の 部 )		
<b>1 組合員資本</b>	<b>1,899,870</b>	<b>1,945,388</b>
(1) 出資金	614,269	611,622
(2) 利益剰余金	1,298,366	1,342,585
利益準備金	418,800	429,800
その他利益剰余金	879,566	912,785
任意積立金	690,699	700,700
当期末処分剰余金	188,866	212,085
(うち当期剰余金)	54,983	52,555
(3) 処分未済持分	△ 12,765	△ 8,819
<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>199,539</b>	<b>187,381</b>
(1) その他有価証券評価差額金	7,400	△ 4,111
(2) 土地再評価差額金	192,138	191,492
<b>純資産の部合計</b>	<b>2,099,410</b>	<b>2,132,770</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>50,664,992</b>	<b>54,542,915</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	3 年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)		4 年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)	
	1 事業総利益	489,916	488,085	1,079,784
事業収益	1,079,784	1,089,824	589,868	601,738
事業費用	589,868	601,738		
(1) 信用事業収益	253,773	254,745		
資金運用収益	243,518	236,002		
(うち預金利息)	181,634	170,924		
(うち有価証券利息)	1,950	2,910		
(うち貸出金利息)	27,454	27,468		
(うちその他受入利息)	32,478	34,699		
役務取引等収益	6,811	6,447		
その他経常収益	3,442	12,294		
(2) 信用事業費用	40,702	39,291		
資金調達費用	18,158	16,993		
(うち貯金利息)	17,146	16,638		
(うち給付補填備金繰入)	73	26		
(うち借入金利息)	58	3		
(うちその他支払利息)	880	325		
役務取引等費用	2,266	2,517		
その他経常費用	20,277	19,779		
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 340	-		
(うち貸倒引当金繰入)	-	178		
信用事業総利益	213,071	215,453		
(3) 共済事業収益	165,290	148,981		
共済付加収入	154,640	141,781		
共済貸付金利息	-	-		
その他の収益	10,650	7,200		
(4) 共済事業費用	10,002	8,747		
共済推進費	3,522	2,106		
その他の費用	6,480	6,640		
共済事業総利益	155,288	140,233		
(5) 購買事業収益	511,379	530,115		
購買品供給高	479,906	504,039		
購買手数料	9,302	9,192		
修理サービス料	1,651	-		
その他の収益	20,518	16,882		
(6) 購買事業費用	451,426	460,687		
購買品供給原価	425,104	443,873		
購買品供給費	5,633	1,970		
その他の費用	20,688	14,843		
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 11	-		
(うち貸倒引当金繰入)	-	559		
購買事業総利益	59,952	69,428		
(7) 販売事業収益	141,139	144,770		
販売品販売高	71,934	75,661		
販売手数料	41,798	41,055		
その他の収益	27,406	28,053		
(8) 販売事業費用	82,110	85,707		
販売品販売原価	66,919	70,620		
販売費	2,799	2,435		
その他の費用	12,392	12,651		
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1	-		
(うち貸倒引当金繰入)	-	0		
販売事業総利益	59,028	59,062		
(9) 保管事業収益	1,915	2,296		
(10) 保管事業費用	88	110		
保管事業総利益	1,826	2,185		

科 目	(単位：千円)	(単位：千円)
	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)	4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)
(11) 利用事業収益	2,688	2,568
(12) 利用事業費用	-	-
<b>利用事業総利益</b>	<b>2,688</b>	<b>2,568</b>
(13) その他事業収益	3,750	3,351
(14) その他事業費用	3,072	3,119
<b>その他事業総利益</b>	<b>678</b>	<b>232</b>
(15) 指導事業収入	1,461	4,635
(16) 指導事業支出	4,078	5,714
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 2,617</b>	<b>△ 1,078</b>
<b>2 事業管理費</b>	<b>447,789</b>	<b>449,109</b>
(1) 人件費	298,209	293,989
(2) 業務費	70,455	68,801
(3) 諸税負担金	14,902	14,500
(4) 施設費	59,502	66,851
(5) その他事業管理費	4,719	4,966
<b>事業利益</b>	<b>42,127</b>	<b>38,976</b>
<b>3 事業外収益</b>	<b>26,633</b>	<b>25,374</b>
(1) 受取出資配当金	22,996	22,991
(2) 賃貸料	54	109
(3) 償却債権取立益	100	152
(4) 職員厚生貸付金利息	61	44
(5) 雑収入	3,420	2,077
<b>4 事業外費用</b>	<b>4,580</b>	<b>6,223</b>
(1) 寄付金	55	125
(2) 雑損失	4,525	6,097
<b>経常利益</b>	<b>64,179</b>	<b>58,127</b>
<b>5 特別利益</b>	-	<b>13,322</b>
(1) 固定資産処分益	-	13,322
<b>6 特別損失</b>	<b>12,962</b>	<b>3,644</b>
(1) 固定資産処分損	-	3,158
(2) 減損損失	12,962	486
<b>税引前当期利益 (又は当期損失)</b>	<b>51,216</b>	<b>67,805</b>
法人税・住民税及び事業税	1,567	2,727
法人税等調整額	△ 5,333	12,522
<b>法人税等合計</b>	<b>△ 3,766</b>	<b>15,249</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>54,983</b>	<b>52,555</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>133,883</b>	<b>158,884</b>
土地再評価差額金取崩額	-	645
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>188,866</b>	<b>212,085</b>

### 3. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	3年度	4年度
	（自 3年4月1日 至 4年3月31日）	（自 4年4月1日 至 5年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	51,216	67,805
減価償却費	23,892	24,165
減損損失	12,962	486
貸倒引当金の増加額（△は減少）	△ 353	738
賞与引当金の増加額（△は減少）	197	105
退職給付引当金の増加額（△は減少）	△ 3,836	△ 9,225
役員退職慰労引当金の増加額	3,303	△ 5,056
睡眠貯金払戻損失引当金の増加額	△ 11	△ 43
信用事業資金運用収益	△ 243,518	△ 236,002
信用事業資金調達費用	18,158	16,993
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 22,996	△ 22,991
有価証券関係損益（△は益）	△ 80	△ 158
固定資産売却損益（△は益）	0	△ 10,163
固定資産処分損益（△は益）	0	△ 3,158
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 122,042	△ 26,010
預金の純増（△）減	△ 1,200,000	△ 3,562,709
貯金の純増（△）減	1,738,347	3,963,034
その他の信用事業資産の純増（△）減	△ 2,383	△ 229
その他の信用事業負債の純増減（△）	△ 84,179	△ 70,901
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	0	0
共済借入金の純増減（△）	0	0
共済資金の純増減（△）	30,867	△ 15,922
未経過共済付加収入の純増減（△）	△ 2,315	△ 494
その他の共済事業負債の純増加	-	-
（経済事業活動による資産及び負債の増（△）減		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 2,813	△ 3,344
棚卸資産の純増（△）減	12,534	△ 28,420
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	3,784	△ 11,314
経済受託債務の純増減（△）	△ 102	△ 406
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	△ 2,271	1,286
その他の負債の純増減（△）	2,572	△ 2,278
未払消費税等の純増減（△）	0	△ 4,674
信用事業資金運用による収入	245,235	235,125
信用事業資金調達による支出	△ 27,341	△ 17,372
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
小 計	428,825	278,861
雑利息及び出資配当金の受取額	22,996	22,991
法人税等の支払額	△ 1,238	△ 3,056
法人税等の還付額	△ 171	△ 627
事業活動によるキャッシュ・フロー	450,412	298,169

科 目	3年度	4年度
	(自 3年4月1日 至 4年3月31日)	(自 4年4月1日 至 5年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 98,262	△ 98,677
有価証券の売却による収入	-	-
補助金の受入れによる支出	-	-
固定資産の取得による支出	△ 293,760	△ 178,205
固定資産の売却による収入	-	13,322
外部出資による支出	△ 140	△ 90
外部出資の売却等による収入	50	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 392,112	△ 263,650
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	3,140	1,754
出資の払戻しによる支出	△ 981	△ 2,433
持分の取得による支出	△ 9,618	△ 12,765
持分の譲渡による収入	9,618	12,765
出資配当金の支払額	△ 8,980	△ 8,982
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,821	△ 9,661
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	51,478	126,640
6 現金及び現金同等物の期首残高	223,412	274,890
7 現金及び現金同等物の期末残高	274,890	401,531

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

現金及び預金勘定	44,199,890	47,889,241
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 43,925,000	△ 47,487,709
現金及び現金同等物	274,890	401,531

### Ⅲ注記表（令和3年度）

#### 1. 継続組合の前提に関する注記

該当する事項はございません。

#### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

##### （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### （3）固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### （4）引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等を基礎とした貸倒実績率の過去3年間における加重平均値に基づき算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

###### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

###### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

**(5) 収益及び費用の計上基準**

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等買取販売及び受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

精米機・製氷機・色彩選別機等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ その他事業

農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(7) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法**

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目について

は「0」で表示しています。

#### (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

##### ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

##### ① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者によって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。

この結果、当事業年度の購買収益および購買費用が 113,990 千円それぞれ減少しています。また、これによる購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益への影響はありません。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 42,023 千円（繰延税金負債との相殺前）
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月30日に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 12,962 千円
- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月30日に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金の受入等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は456,262千円であり、その内容は、次のとおりです。

建物 409,844 千円 機械装置 44,126 千円 器具備品 1,455 千円 車両 837 千円

### (2) 担保に供している資産

定期預金のうち当座貸越契約に1,000,000千円、相互援助制度に4,650,000千円、為替決済に500,000千円、水道料金取扱に5,000千円をそれぞれ担保に供しています。なお、これらの担保に係る債務はありません。

### (3) 役員に対する金銭債権、債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権はありません。

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

### (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

## (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- ・再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 352,253千円
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗についてはエリアごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所の管理部門については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
瀬戸支所	事務所	土地
小森集荷場	集荷場	土地
池谷集荷場	集荷場	土地
北部集荷場	集荷場	土地
馬詰集荷場	集荷場	土地
津慈集荷場	集荷場	土地

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳  
遊休資産 12,962千円（土地12,962千円）

④ 回収可能価額の算定方法

上記の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の

合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.03%下降したものと想定した場合には、経済価値が1,938千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

#### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	44,041,415	44,041,887	472
有価証券			
その他有価証券	308,670	308,670	0
貸出金(※1)	2,772,968	2,851,270	78,302
資 産 計	47,123,053	47,201,828	78,302
貯 金	47,975,633	47,980,955	5,322
その他負債		△13	△13
負 債 計	47,975,633	47,980,942	5,308

(※1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金4,535千円を含めています。

#### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### イ. 有価証券

債券(国債)は農林中央金庫から提示された価格によっています。

#### ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

##### ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	1,984,126

- (※1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	44,041,415					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの						300,000
貸出金 (*1.2)	300,925	176,208	162,651	130,367	124,049	1,873,258
合 計	44,342,340	176,208	162,651	130,367	124,049	2,173,258

- (※1)貸出金のうち、当座貸越 88,417 千円については「1年以内」に含めています。

- ⑤ 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	42,863,164	2,017,109	2,997,320	62,161	22,827	13,049
合 計	42,863,164	2,017,109	2,997,320	62,161	22,827	13,049

- (※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	国債	212,140	199,506	12,633
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	国債	96,530	98,268	△1,738
計		308,670	297,774	10,895

(※) 上記差額から繰延税金負債 3,494 千円を差し引いた額 7,400 千円が「その他有価証券評価差額金」となっております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付金	61,859
退職給付費用	2,995
退職給付の支払額	△6,831
期末における退職給付引当金	58,023

(※) 特定退職共済金制度への拠出金 12,528 千円は「厚生費」で処理しています。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	249,856
退職共済金制度	△191,832
未積立退職給付債務	58,023
退職給付引当金	58,023

(4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用 2,995 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,719 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、37,294 千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次の通りです。

繰延税金資産 (単位:千円)

減価償却超過	4,406
退職給付引当金	16,049
貸倒否認	2,332
減損損失(土地)	20,760
賞与引当金	4,052
貯金未払利息	0
役員退職慰労引当金	4,391
未払費用否認	652
減損損失(鳴門土地・減価償却費)	3,113
睡眠貯金損失引当金	13
部会口座	6,109
減価償却超過(調査否認分)	19
減損損失(平成 29 年度計上)	15,881
減損損失(令和 2 年度計上)	14,729
撫養支所建物超過償却	3,754
事業税	55
繰延税金資産小計	96,322
評価性引当額	△54,299
繰延税金資産合計(A)	42,023

繰延税金負債 (単位:千円)

その他有価証券評価差額金	△3,494
繰延税金負債合計(B)	△3,494
繰延税金資産の純額(A)+(B)	38,529

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

繰延税金資産

(単位:%)

法定実行税率	27.66
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.76
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△ 6.21
住民税金等均等割額	1.19
評価性引当額の増減	△ 31.25
その他	△ 0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 7.35

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### Ⅲ注記表（４年度）

#### 1. 継続組合の前提に関する注記

該当する事項はございません。

#### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

##### （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### （3）固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### （4）引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加え算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査課が査定結果を確認しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

**(5) 収益及び費用の計上基準**

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売及び受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

精米機・製氷機・色彩選別機等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ その他事業

農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

#### ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 29,254千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月30日に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、

実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額は 486 千円
- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月 30 日に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金の受入等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 456,262 千円であり、その内容は、次のとおりです。

建物 409,844 千円 機械装置 44,126 千円 器具備品 1,455 千円 車両 837 千円

### (2) 担保に供している資産

定期預金のうち当座貸越契約に 1,000,000 千円、相互援助制度に 4,850,000 千円、為替決済に 500,000 千円、水道料金取扱に 5,000 千円をそれぞれ担保に供しています。なお、これらの担保に係る債務はありません。

### (3) 役員に対する金銭債権、債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権はありません。

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

### (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号 (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権は 8,157 千円、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額ははありません。

## (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- ・再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 380,314千円

- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失に関する注記

#### ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗についてはエリアごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店の管理部門については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
瀬戸支所	遊休	土地
池谷集荷場	集荷場	土地
北部集荷場	集荷場	土地
馬詰集荷場	集荷場	土地
津慈集荷場	集荷場	土地

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

上記の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

#### ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

遊休資産 486千円（土地 486千円）

#### ④ 回収可能価額の算定方法

瀬戸支所及び各集出荷場の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち

その他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,520千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

#### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額	(単位:千円)
預金	47,643,494	47,637,169	△6,325	
有価証券				
その他有価証券	394,540	394,540	—	
貸出金(※1)	2,793,470			
貸倒引当金	△178			
貸倒引当金控除後	2,793,292	2,838,655	45,362	
経済事業未収金(※2)	158,214			
貸倒引当金	△560			
貸倒引当金控除後	157,654	157,654	—	
資産計	50,988,981	51,028,018	39,037	
貯金	51,938,667	51,934,820	△3,847	
経済事業未払金	86,888	86,888	—	
負債計	52,025,556	52,021,709	△3,847	

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### イ. 有価証券

保有している国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

#### ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### イ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

貸借対照表計上額

外部出資

1,984,216

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	47,643,494					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの						400,000
貸出金(※1)	257,036	157,233	147,753	141,715	154,506	1,935,225
合計	47,900,530	157,233	147,753	141,715	154,506	2,335,225

(※1)貸出金のうち、当座貸越 87,989 千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 貯金の決算日後の返済予定額

	(単位:千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	47,687,325	2,619,040	1,566,425	24,309	38,424	3,141
合計	47,687,325	2,619,040	1,566,425	24,309	38,424	3,141

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

貸借対照表 種類	取得原価又は 計上額	(単位:千円)		差額(※)
		償却原価		
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	106,990	99,609	7,380
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	287,550	297,000	△9,450
計		394,540	396,610	△2,070

(※)上記差額から繰延税金負債 2,041 千円を差し引いた額△4,111 千円が「その他有価証券評価差額金」となっております。

## 9. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付引当金	58,023
退職給付費用	5,341
退職給付の支払額	<u>△14,566</u>
期末における退職給付引当金	48,798

(※) 特定退職共済金制度への拠出金 11,796 千円は「厚生費」で処理しています。

### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	232,761
退職共済金制度	<u>△183,962</u>
未積立退職給付債務	<u>48,798</u>
退職給付引当金	48,798

### (4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用 5,341 千円

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,554 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、30,628 千円となっています。

## 10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次の通りです。

(単位:千円)

### 繰延税金資産

減価償却超過 (本所改修工事)	4,240
退職給付引当金	13,497
貸倒否認	2,332
減損損失 (土地)	5,495
賞与引当金	4,081
貯金未払利息	0
役員退職慰労引当金	2,993
未払費用否認	645
睡眠貯金損失引当金	1
部会口座	5,872
減価償却超過(調査否認分)	15
減損損失(平成 29 年度計上)	15,747
減損損失(令和 2 年度計上)	14,421
年度末一時金否認	2,904
個別貸倒引当金否認	152
税務上の繰越欠損金	10,406
繰延税金資産小計	<u>82,809</u>
評価性引当額	<u>△53,555</u>
繰延税金資産合計(A)	29,254

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△2,041</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△2,041</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	27,212

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

### 繰延税金資産

(単位:%)

法定実効税率	27.66
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.69
住民税均等割額	0.90

## 5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	3 年度	4 年度
1 当期末処分剰余金	188,866,839	212,085,809
2 任意積立金取崩額	-	-
特別積立金	-	-
3 剰余金処分額	29,982,544	20,943,384
(1) 利益準備金	11,000,000	12,000,000
(2) 任意積立金	10,000,000	-
信用事業基盤強化積立金	-	-
施設整備積立金	10,000,000	-
経済事業基盤強化積立金	-	-
(3) 出資配当金	8,982,544	8,943,384
4 次期繰越剰余金	158,884,295	191,142,425

(注) 1. 出資配当金に対する配当の割合は、次のとおりです。

(1) 普通出資に対する配当の割合

    令和3年度 1.5%

    令和4年度 1.5%

    ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算をする。

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

    令和3年度 5,000千円

    令和4年度 5,000千円

## 6. 部門別損益計算書（4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用	共済	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,089,824	254,745	148,981	548,933	135,529	4,635	
事業費用 ②	601,738	39,291	8,747	432,813	115,172	5,714	
事業総利益 (①-②) ③	488,085	215,453	140,233	116,119	17,357	△ 1,078	
事業管理費 ④	449,109	188,626	121,260	107,786	14,821	16,617	
（うち人件費） ⑤	( 293,989 )	( 123,476 )	( 79,377 )	( 70,557 )	( 9,702 )	( 10,878 )	
（うち減価償却費） ⑥	( 24,165 )	( 10,150 )	( 6,525 )	( 5,800 )	( 797 )	( 894 )	
うち共通管理費 ⑦		79,223	32,740	25,869	489	615	△ 138,936
（うち減価償却） ⑧		( 4,263 )	( 1,762 )	( 1,392 )	( 26 )	( 33 )	( △ 7,476 )
事業利益 (③-④) ⑨	38,976	26,827	18,974	8,334	2,536	△ 17,696	
事業外収益 ⑩	25,374	10,657	6,851	6,090	837	939	
うち共通部分 ⑪		4,476	1,850	1,462	28	35	△ 7,850
事業外費用 ⑫	6,223	2,614	1,680	1,494	205	230	
うち共通部分 ⑬		1,098	454	358	7	9	△ 1,925
経常利益 (⑩+⑪-⑫) ⑭	58,127	34,872	24,145	12,930	3,168	△ 16,987	
特別利益 ⑮	13,222	5,595	3,597	3,197	440	493	
うち共通部分 ⑯		2,350	971	767	15	18	△ 4,121
特別損失 ⑰	3,644	1,276	1,276	875	182	36	
うち共通部分 ⑱		536	344	210	6	1	△ 1,097
税引前当期利益 (⑭+⑮-⑰) ⑲	67,805	39,191	26,466	15,253	3,426	△ 16,531	
営農指導事業分配金 ⑳		7,297	4,750	3,896	588	△ 16,531	
営農指導事業分配金 税引前当期利益 (⑲-⑳) ㉑	67,805	31,894	21,717	11,356	2,838		

※⑥、⑩、⑫、⑬、⑱は各事業に直課できない部分

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

（人頭割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

(2) 営農指導事業

（事業総利益割）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦割合）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	57.02%	23.56%	18.62%	0.35%	0.450%	100%
営農指導事業	44.14%	28.73%	23.57%	3.56%		100%

3. 部門別の資産

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通資産
事業別の総資産	54,542,915	51,101,271	171	165,120	97,129	0	3,179,222
総資産（共通資産配 分後）（うち固定資 産）	1,129,487	350,140	204,605	451,794	112,948	0	

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月31日

徳島北農業協同組合

代表理事組合長 荒田 宏明

## 8. 会計監査人の監査

2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の3項の規程に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益(事業収益)	572,526	537,035	494,180	489,916	488,085
信用事業収益	243,462	225,361	214,282	213,071	215,453
共済事業収益	189,231	176,812	160,117	155,288	140,233
農業関連事業収益	119,412	123,644	107,310	123,494	133,243
その他事業収益	19,835	18,772	14,217	678	232
経常利益	83,276	83,276	61,924	64,179	58,127
当期剰余金	2,734	46,324	△ 8,068	54,983	52,555
出資金	616,332	613,497	613,562	614,269	611,622
(出資口数)	(616,332)	(613,497)	(613,562)	(614,269)	(611,622)
純資産額	2,049,480	2,081,486	2,060,665	2,099,410	2,132,770
総資産額	45,035,745	45,429,279	48,941,917	50,664,992	54,542,915
貯金等残高	42,220,441	42,760,251	46,237,286	47,975,633	51,938,667
貸出金残高	2,175,040	2,262,868	2,645,417	2,767,460	2,793,470
有価証券残高	321,880	218,702	216,322	308,670	394,540
出資配当金	9,040	9,084	8,980	8,982	8,943
職員数	61	61	48	50	51
単体自己資本比率	12.22	12.22	11.63	11.52	11.20

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	3年度	4年度	増減
資金運用収支	225,360	219,009	△ 6,351
役務取引等収支	4,545	3,929	△ 616
その他信用事業収支	△ 16,835	△ 7,484	9,351
信用事業粗利益	213,071	215,453	2,382
(信用事業粗利益率)	(0.47)	(0.42)	0.05
事業粗利益	510,731	500,561	△ 10,170
(事業粗利益率)	(0.97)	(0.89)	0.08
事業純益	62,942	51,264	△ 11,678
実質事業純益	62,942	51,452	△ 11,490
コア事業純益	62,942	51,452	△ 11,490
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	62,942	51,452	△ 11,490

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	3年度			4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	46,865,076	243,517	0.52	49,181,970	236,002	0.48
うち預金	44,223,000	214,113	0.48	46,021,951	205,624	0.45
うち有価証券	214,569	1,950	0.91	348,324	2,910	0.84
うち貸出金	2,427,507	27,454	1.13	2,811,695	27,468	0.98
資金調達勘定	47,217,707	18,158	0.04	50,378,475	16,993	0.03
うち貯金・定期積金	47,217,707	18,158	0.04	50,378,475	16,993	0.03
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.48	-	-	0.45

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	3年度増減額	4年度増減額
受 取 利 息	△ 7,580	△ 7,515
うち預金	△ 7,892	△ 8,489
うち有価証券	115	960
うち貸出金	197	14
支 払 利 息	△ 3,962	△ 1,165
うち貯金・定期積金	△ 3,962	△ 1,165
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△ 3,618	△ 6,350

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：千円，%)

種 類	3年度	4年度	増 減
流動性貯金	13,605,878 ( 28.8 )	14,049,384 ( 27.9 )	443,506
定期性貯金	33,589,316 ( 71.1 )	36,305,826 ( 72.1 )	2,716,510
その他の貯金	22,511 ( 0.0 )	23,483 ( 0.0 )	972
計	47,217,707 ( 100 )	50,378,695 ( 100 )	3,160,988
譲渡性貯金	- ( - )	- ( - )	-
合 計	47,217,707 ( 100 )	50,378,695 ( 100 )	3,160,988

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：千円，%)

種 類	3年度	4年度	増 減
定期貯金	33,156,436 ( 70.2 )	35,940,405 ( 71.3 )	2,783,969
うち固定金利定期	33,079,732 ( 99.8 )	35,899,115 ( 99.9 )	2,819,383
うち変動金利定期	76,704 ( 0.2 )	41,290 ( 0.1 )	△ 35,414

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	3年度	4年度	増 減
手形貸付	-	-	-
証書貸付	2,617,318	2,718,742	101,424
当座貸越	96,609	92,418	△ 4,191
合 計	2,713,927	2,811,160	97,233

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円，%)

種 類	3年度	4年度	増 減
固定金利貸出	2,374,309 ( 85.8 )	2,390,972 ( 85.6 )	16,663
変動金利貸出	304,733 ( 11.0 )	314,507 ( 11.3 )	9,774
その他	88,417 ( 3.2 )	87,990 ( 3.1 )	△ 427
合 計	2,767,460 ( 100 )	2,793,470 ( 100 )	26,010

(注) ( ) 内は構成比です。

### ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	252,617	249,364	△ 3,253
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	252,617	249,364	△ 3,253
農業信用基金協会保証	1,485,047	1,565,212	80,165
そ の 他 保 証	800,708	782,511	△ 18,197
小 計	2,285,755	2,347,723	61,968
信 用	229,087	196,382	△ 32,705
合 計	2,767,460	2,793,470	26,010

### ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円, %)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
設 備 資 金	2,632,855 ( 95.1 )	2,674,223 ( 95.7 )	41,368
運 転 資 金	134,605 ( 4.9 )	119,247 ( 4.3 )	△ 15,358
合 計	2,767,460 ( 100 )	2,793,470 ( 100 )	26,010

(注) ( ) 内は構成比です。

### ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円, %)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農 業	271,401 ( 9.8 )	290,433 ( 10.4 )	19,032
林 業	- ( - )	- ( - )	-
水 産 業	19,246 ( 0.7 )	18,624 ( 0.7 )	△ 622
製 造 業	211,853 ( 7.7 )	257,092 ( 9.2 )	45,239
鉱 業	16,751 ( 0.6 )	16,140 ( 0.6 )	△ 611
建設・不動産業	71,668 ( 2.6 )	71,537 ( 2.6 )	△ 131
電気・ガス・熱供給・水道業	26,567 ( 1.0 )	25,116 ( 0.9 )	△ 1,451
運 輸 ・ 通 信 業	12,600 ( 0.5 )	12,064 ( 0.4 )	△ 536
卸売・小売・サービス業・飲食業	731,889 ( 26.4 )	747,765 ( 26.8 )	15,876
金融・保険業	107,115 ( 3.9 )	123,186 ( 4.4 )	16,071
地方公共団体	198,717 ( 7.2 )	172,235 ( 6.2 )	△ 26,482
非営利法人	- ( - )	- ( - )	-
その他	1,099,647 ( 39.7 )	1,059,273 ( 37.9 )	△ 40,374
合 計	2,767,460 ( 100 )	2,793,470 ( 100 )	26,010

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農 業			
穀作	9,660	8,280	△ 1,380
野菜・園芸	40,802	33,853	△ 6,949
果樹・樹園農業	5,038	11,103	6,065
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	88,105	86,590	△ 1,515
農業関連団体等	-	-	-
合 計	143,605	139,827	△ 3,778

(注) 1. 農業関係の貸付金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に必要な資金が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### 2) 資金種類別

#### 〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	80,510	77,241	△ 3,269
農業制度資金	63,095	62,586	△ 509
近代化資金	63,095	62,586	△ 509
その他制度資金			0
合 計	143,605	139,827	△ 3,778

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## ⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	8,157	8,157
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	0	8,157	8,157

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第5号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および6ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円, %)

債権区分	3年度	4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	8,157
要管理債権	-	-
小計(A)	-	8,157
保全額(合計)(B)	-	8,157
担保・保証等	-	8,157
引当	-	-
保全率(B/A)	100	100
正常債権	2,768,432	2,786,331
合計	2,768,432	2,794,488

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第7条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 開示基準別の図

対象債権	＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債務者区分＞			＜リスク管理債権＞		
	信用事業総与信	貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権	信用事業総与信	貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権	信用事業総与信	貸出金	信用事業以外の与信 その他の債権
	破綻先			破産更生債権及びこれらに			破綻先債権		
	実質破綻先			準ずる債権 危険債権			延滞債権		
	破綻懸念先								
要注意先	要管理先			要管理債権			3か月以上延滞債権		
	その他要注意先						貸出条件緩和債権		
	正常先			正常債権					

### ●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

### ●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻のじじつはないものの、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しがなく今後経営破綻に陥る等実質的に経営破綻に陥っている債務者

### ●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳ましくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

### ●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

#### i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

#### ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

### ●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

### ●その他の要注意先

業績が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

### ●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

### ●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権

### ●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

### ●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

### ●破綻先債権

元本又は利息の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第九項に規定する事由が生じている貸出金

### ●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金

### ●3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

## ⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	3年度					4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	353	-		353	0	0	188		-	188
個別貸倒引当金	0	-		-	0	0	549		-	549
合計	353	-		353	0	0	737		-	737

⑫ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	3年度	4年度
貸出金償却額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		3年度		4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	2,393	28,110	2,301	28,247
	金額	7,353,396	5,338,959	9,507,882	5,241,536
代金取立為替	件数	0	6	0	6
	金額	0	5,639	0	6,092
雑 為 替	件数	122	115	153	106
	金額	25,894	5,338	22,274	4,191
合 計	件数	2,515	28,231	2,454	28,359
	金額	7,379,290	5,349,936	9,530,156	5,251,819

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	3年度	4年度	増 減
国 債	214,569	348,324	133,755
合 計	214,569	348,324	133,755

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
3年度								
国 債	-	-	-	-	-	308,670	-	308,670
4年度								
国 債	-	-	-	-	-	394,540	-	394,540

### (5) 有価証券等の時価情報等

#### ① 有価証券の時価情報等

(単位：千円)

保 有 区 分	3年度			4年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	297,774	308,670	10,895	396,610	394,540	△2,070
合 計	297,774	308,670	10,895	396,610	394,540	△2,070

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。  
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。  
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。  
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額としてと計上しております。  
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

#### ② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

#### ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	736,190	27,523,031	463,724	25,975,415
	定期生命共済	-	36,500	-	36,500
	養老生命共済	96,400	12,071,311	68,500	10,053,520
	うちこども共済	53,100	1,804,100	28,500	1,627,300
	医療共済	3,000	54,510	3,000	53,000
	がん共済	-	4,500	-	4,500
	定期医療共済	-	193,800	-	178,300
	介護共済	26,949	188,050	14,760	202,810
	生活障害共済	-	-	-	-
	年金共済	-	-	-	-
建物更生共済	4,372,010	56,411,729	4,161,300	55,484,389	
合 計	5,234,549	96,483,431	4,708,284	91,988,436	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	43,458	59,219	22,133	79,460
がん共済	-	400	5	395
定期医療共済	-	260	-	245
合 計	43,458	59,879	22,138	80,100

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	32,746	279,954	20,296	299,250
認知症共済	-	-	23,000	23,000
生活障害共済(一時金型)	-	25,000	-	25,000
生活障害共済(定期年金型)	2,400	4,200	4,900	7,900
特定重度疾病共済	94,500	131,500	18,300	124,800
合 計	129,646	440,654	66,496	479,950

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	31,444	499,771	26,726	503,550
年金開始後	-	104,771	-	101,300
合 計	31,444	604,542	26,726	604,850

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	3 年度		4 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	4,881,460	5,068	4,691,080	4,690
自 動 車 共 済		109,875		109,257
傷 害 共 済	2,486,000	6,139	2,853,000	5,582
定 額 定 期 生 命 共 済	4,000	23	4,000	23
賠 償 責 任 共 済		53		38
自 賠 責 共 済		16,755		15,453
合 計		137,915		135,046

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)に記載しています。

### 3. 農業・生活その他事業取扱実績

○ 下記は、業務報告書様式を参考とした例示。

○ 収益認識基準の適用に伴い、代理人取引については損益計算書に原則として純額で手数料として計上されている。業務報告書の事業別の明細においては、買取購買品取扱実績等の記載にあたって、代理人取引として損益計算書に純額で手数料を計上したものであっても総額で記載することとされている(総合監督指針)。このため、本様式例においても、業務報告書と同様に代理人取引を総額で記載することとした。

○ ただし、損益計算書との整合性を重視し、代理人取引を純額で手数料として記載することも差し支えない。代理人取引を総額で記載しているのか、純額で記載しているのかについては、その旨注意書きを記載することが望ましい。

#### (1) 買取事業取扱実績

##### ①買取購買品

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	
	取 扱 高	取 扱 高	
生 産 資 材	肥 料	125,883	136,001
	農 薬	116,311	121,323
	飼 料	19,872	23,022
	生 産 資 材	57,613	55,818
	包 装 資 材	83,331	85,048
	農 業 機 械	86,882	76,764
	計	489,894	497,979
生 活 物 資	自 動 車	2,585	3,433
	燃 料	33,995	34,821
	ガ ス	99	175
	食 料 品	72,107	68,516
	生 活 用 品	5,007	5,687
	耐 久 資 材	16,854	8,289
	計	130,648	120,923
合 計	620,542	618,902	

#### (2) 販売事業取扱実績

##### ①受託販売品

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度
	取 扱 高	取 扱 高
野 菜	1,221,781	1,157,673
果 実	289,717	325,530
畜 産 物	100,168	119,929
合 計	1,683,601	1,603,133

(注)当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

## ②買取販売品

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	71,934	75,661
合 計	71,934	75,661

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	3 年度	4 年度
収 益	1,915	2,296
費 用	89	110
差 引	1,826	2,185

## (4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	3 年度	4 年度
	収 益	収 益
精 米 機	1,441	1,438
色 彩 選 別 機	514	521
製 氷 機 利 用 料	202	146
ハ ン マ ー モ ア ー	212	271
加 工 室 利 用 料	125	164
ナ ウ エ ル	192	25
合 計	2,688	2,568

## (5) 生活その他事業取扱実績

### ①直売所取扱実績

(単位：千円)

項 目		3 年度	4 年度
収 益	買 取 販 売 高	255	250
	委 託 販 売 高	20,111	19,137
	そ の 他 の 収 益	301	258
	委 託 手 数 料	3,193	2,843
	計	23,860	22,489
費 用	買 取 受 入 高	280	252
	委 託 受 入 高	20,111	19,137
	人 件 費	2,604	2,721
	そ の 他 の 費 用	187	145
	計	23,182	22,257
差 引		678	232

## ②指導事業

(単位：千円)

項 目		3 年度	4 年度
収 益	指 導 補 助 金	1,029	4,385
	実 費 収 入	161	10
	家 の 光 委 託 料	193	164
	農 業 新 聞 委 託 料	76	75
	計	1,461	4,635
費 用	営 農 改 善 費	853	1,047
	そ の 他 指 導 支 出	3,225	4,666
	計	4,078	5,714
差 引		△ 2,617	△ 1,078

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	3年度	4年度	増減
総資産経常利益率	0.13	0.11	△ 0.02
資本経常利益率	3.09	2.75	△ 0.34
総資産当期純利益率	0.11	0.10	△ 0.01
資本当期純利益率	2.64	2.48	△ 0.16

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率  
     ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		3年度	4年度	増減
貯貸率	期末	5.77	5.38	△ 0.39
	期中平均	5.75	5.58	△ 0.17
貯証率	期末	0.64	0.76	0.12
	期中平均	0.45	0.69	0.24

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	3年度	4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,890,888	1,936,445
うち、出資金及び資本準備金の額	614,269	611,622
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	1,298,366	1,342,585
うち、外部流出予定額 (△)	8,982	8,943
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12,765	△ 8,819
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	188
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	0	188
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	24,458	12,189
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,915,347	1,948,823
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)	1,915,347	1,948,823
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,679,400	16,479,321

うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	271,765	270,872
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	0	0
うち、繰延税金資産	0	0
うち、前払年金費用	0	0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	271,765	270,872
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	944,976	913,135
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	16,624,377	17,392,457
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	11.52%	11.20%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	158,475	-	-	245,746	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	298,115	-	-	397,199	-	-
我が国の地方公共団体向け	198,725	-	-	172,235	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,041,820	8,808,364	352,334	47,643,926	9,528,785	381,151
法人等向け	70,230	9	0	70,230	9	0
中小企業等向け及び個人向け	118,076	40,612	1,624	131,798	49,342	1,973
抵当権付住宅ローン	102,520	32,324	1,292	94,941	30,275	1,211
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	15,250	22,051	882
取立未済手形	6,980,115	1,396	55	7,209	1,441	57
信用保証協会等保証付	1,485,627	145,521	5,820	1,565,823	153,593	6,143
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	237,386	237,386	9,495	237,476	237,476	9,499
他の金融機関等の対象資本調達手段	1,746,740	4,366,850	174,674	1,746,740	4,366,850	174,674
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	-	271,765	10,870	-	270,872	10,834
上記以外	1,879,104	1,775,170	71,006	1,919,061	1,818,623	72,744
標準的手法を適用するエクスポージャー計	50,343,802	15,679,400	627,176	54,247,638	16,479,321	659,172
CVARリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスクアセットの額の合計額	50,343,802	15,679,400	627,176	54,247,638	16,479,321	659,172
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b = a × 4%		a	b = a × 4%	
	913,135	36,525		944,976	37,799	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b = a × 4%		a	b = a × 4%	
	17,392,457	695,698		16,624,377	664,975	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者」

向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの  
 ことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当しま  
 ず。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構  
 造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する  
 性質を有する取引にかかるエクスポージャーの事です。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機  
 関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延  
 税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入し  
 したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外  
 国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・そ  
 の他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証  
 またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用し  
 ています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準  
 的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、  
 リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による  
 依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーディング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出  
 するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー  
 リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエク スポージャー		日本貿易保険
法人等向けエク スポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエク スポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	3年度					4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	50,343,802	2,772,926	298,115	-	-	54,247,638	2,799,197	397,199	-	15,250
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	50,343,802	2,772,926	298,115	-	-	54,247,638	2,799,197	397,199	-	15,250
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	45,865,550	70,009	-	-	-	49,467,885	70,009	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	237,386	-	-	-	-	237,476	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	496,840	198,725	298,115	-	-	569,435	172,235	397,199	-
	上記以外	7,500	7,500	-	-	-	6,432	6,432	-	-
	個人	2,496,691	2,496,691	-	-	-	2,557,612	2,550,520	-	15,250
その他	1,239,833	-	-	-	-	1,408,796	-	-	-	
業種別残高計	50,343,802	2,772,926	298,115	-	-	54,247,638	2,799,197	397,199	-	
残存期間別	1年以下	44,101,953	60,132	-	-	47,273,026	39,100	-	-	-
	1年超3年以下	127,221	127,221	-	-	440,678	40,678	-	-	-
	3年超5年以下	57,287	57,287	-	-	75,490	75,490	-	-	-
	5年超7年以下	107,726	107,726	-	-	167,697	167,697	-	-	-
	7年超10年以下	103,626	103,626	-	-	137,101	137,101	-	-	-
	10年超	2,536,868	2,238,753	298,115	-	2,653,792	2,256,592	397,199	-	-
	期限の定めのないもの	3,309,118	78,178	-	-	3,489,851	82,536	-	-	-
残存期間別残高計	50,343,802	2,772,926	298,115	-	-	54,247,638	2,799,197	397,199	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	3年度						4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別残高計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び1250%のリスクウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：千円)

		3年度			4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
		信用リスク削減効果勘案後残高					
	リスク・ウェイト0%	-	933,973	933,973	-	1,090,174	1,090,174
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	1,455,214	1,455,214	-	1,535,936	1,535,936
	リスク・ウェイト20%	-	44,048,801	44,048,801	-	47,651,136	47,651,136
	リスク・ウェイト35%	-	92,356	92,356	-	86,501	86,501
	リスク・ウェイト50%	-	-	-	-	549	549
	リスク・ウェイト75%	-	54,150	54,150	-	65,789	65,789
	リスク・ウェイト100%	-	2,284,331	2,284,331	-	2,326,981	2,326,981
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	14,700	14,700
	リスク・ウェイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	1746740	1,746,740	-	1,746,740	1,746,740
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
	計	-	50,615,567	50,615,567	-	54,518,511	54,518,511

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成27年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	3 年度			4 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	200,264	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央精算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	200,264	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**  
該当する取引はありません。

**6. 証券化エクスポージャーに関する事項**  
該当する取引はありません。

**7. 出資等エクスポージャーに関する事項**

**① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## ② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,984,126	1,984,126	1,984,216	1,984,216
合計	1,984,126	1,984,126	1,984,216	1,984,216

### ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 8. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

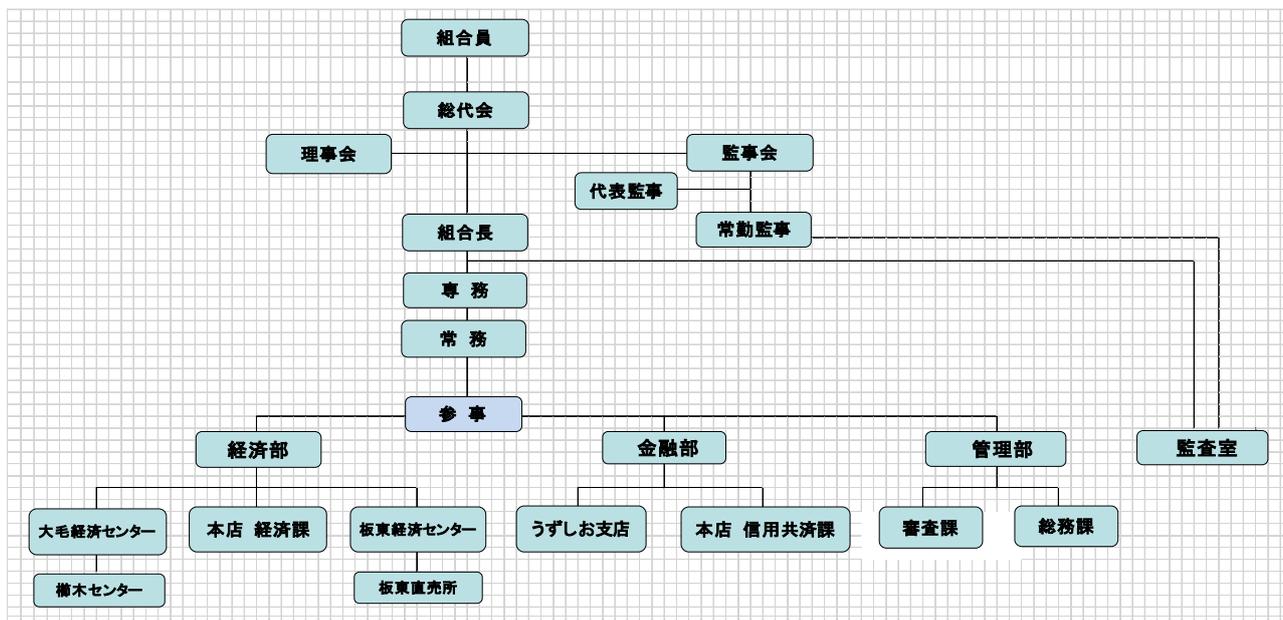
### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：千円)

	3年度	4年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0

## 【JAの概要】

### 1. 機構図



### 2. 役員構成（役員一覧）

役職名	区分		氏名	就任年月日	任期満了年月	摘要
	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
組合長	常勤	有	荒田 宏明	R1.6.23	R6.3	監査室担当・実践的能力者
専務理事	常勤	有	和田 美則	R1.6.23	R6.3	信用担当・実践的能力者
常務理事	常勤	有	藤川 浩	R4.6.26	R6.3	経済・管理担当・実践的能力者
第一理事	非常勤	無	三木 國夫	R1.6.23	R6.3	実践的能力者
理事	非常勤	無	福田 正幸	R1.6.23	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	喜多須 偉臣	R1.6.23	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	福田 是宏	R4.6.26	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	板東 修作	R4.6.26	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	木村 正美	R4.6.26	R6.3	実践的能力者
理事	非常勤	無	小川 利昭	R4.6.26	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	大石 美智子	R4.6.26	R6.3	女性・実践的能力者
理事	非常勤	無	向 栄 治	R4.6.26	R6.3	認定農業者
理事	非常勤	無	原内 秀美	R4.6.26	R6.3	女性・実践的能力者
理事	非常勤	無	吉田 宗平	R4.6.26	R6.3	認定農業者
代表監事	非常勤	-	宮本 公一	R1.6.23	R6.3	
常勤監事	常勤	-	鷹取 博幸	H28.6.27	R6.3	員外監事
監事	非常勤	-	渡 清 茂	R1.6.23	R6.3	
監事	非常勤	-	吉本 守	R4.6.26	R6.3	

### 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年3月末現在） 所在地 東京都港区芝5丁目29番11号

### 4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員	2,301	2,235	△ 66
個 人	2,295	2,229	△ 66
法 人	6	6	0
准組合員	2,723	2,743	20
個 人	2,705	2,727	22
法 人	18	16	△ 2
合 計	5,024	4,978	△ 46

### 5. 組合員組織の状況

	組織名	構成員数		組織名	構成員数		組織名	構成員数	
本 店	蓮 根 部 会	48 名	板 東 経 済 セ ン タ ー	蓮 根 部 会	24 名	大 毛 経 済 セ ン タ ー	鳴 撫 養	10 名	
	甘 藷 部 会	11 名		大 根 部 会	5 名		鳴 恵 美 寿	5 名	
	大 根 部 会	5 名		ツルムラサキ部会	18 名		大毛島大根部会	30 名	
	ツルムラサキ部会	10 名		菜 の 花 部 会	9 名		大毛島甘藷部会	48 名	
	梨 部 会	44 名		梨 部 会	13 名		らっきょう部会	58 名	
	ブロッコリー部会	22 名		ハウスすだち部会	5 名		菜 の 花 部 会	5 名	
	ハウスすだち部会	5 名		露地すだち部会	16 名		青 年 部	9 名	
	愛 農 部	10 名		八 朔 部 会	14 名		全 域	女 性 部	110 名
	青 年 部	14 名		桃 部 会	21 名			年 金 友 の 会	2,130 名

### 6. 特定信用事業代理業者の状況

（令和5年3月末現在）

区 分	氏名又は名称 （商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者	該当する業者はありません。		

### 7. 地区一覧

この組合の地区は、鳴門市の区域とする。（定款第3条）

### 8. 沿革・あゆみ

平成18年7月1日発足（JA堀江、JA鳴門市、JA板東町が合併）  
 平成19年9月2日櫛木センター開店  
 平成23年4月2日撫養支所新築  
 令和2年5月15日本所給油所閉店  
 令和2年5月23日板東支所廃止  
 令和2年5月25日板東経済センター開店  
 令和4年5月13日撫養・瀬戸支所統廃合

令和4年5月16日うずしお支店開店

## 9. 店舗等のご案内

(令和5年3月末現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号 市外局番 (088)	A T M 設置状況
本店	鳴門市大麻町大谷字八反田10番地1	689-1115	設置
うずしお支店	鳴門市撫養町大桑島字大谷5番地1	685-2171	設置
板東経済センター	鳴門市大麻町桧字野神の北14番地1	689-1288	設置
大毛経済センター	鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山257番地15	687-3111	
櫛木センター	鳴門市北灘町櫛木字小森50番地1	688-0034	